

# 七戸町結婚活動支援事業実施要領

平成29年4月1日執行

## 1 目的

本事業は、少子化の要因のひとつとされる未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、定住人口の減少を抑制するため、結婚活動を推進し、結婚による定住人口及び出生数の増加を図る。

## 2 事業概要

本事業に賛同し、七戸町と協定を締結した結婚相談所に入会を希望される町民の入会金と活動初期費用を補助する。

## 3 対象となる結婚相談所

- ・会社名 株式会社結婚情報センター（NOZZE：ノッツェ）
- ・所在地 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル44階

### 事業実施窓口

- ・株式会社結婚情報センター（NOZZE：ノッツェ）青森支店
- ・青森市新町2-1-11 ESTビル5階

## 3 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 七戸町に1年以上住所を有し、かつ、居住している20歳以上の独身の者。
- (2) 結婚後、七戸町に定住する予定の者。
- (3) 過去にこの支援事業により助成を受けていない者。
- (4) 納期の到来した町税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関係する者でないこと。

## 4 補助対象経費

結婚相談所の利用に関する経費のうち、入会金と活動初期費用とする。(ただし、コースによって異なる月会費は個人負担。)

## 5 補助金額

補助対象経費の全額、83,700円とする。

## 6 補助対象となる入会期間

平成29年4月1日から平成30年1月31日

7 補助金申請の受付期間

平成29年4月1日から平成30年1月31日

8 補助金の請求

補助金の請求は、交付の決定を受けた月も含め、3ヶ月以上経過した月からとする。

9 事務委任

株式会社結婚情報センター（NOZZE：ノツツェ）青森支店に補助金交付申請事務等にかかる支援事務を委任する。

10 事業実施期間

補助金の事業期間は、交付決定日以降、当該日の属する年度の末日までとする。